　　　　　　○徳島大学地域共同インキュベーション研究室 及び　 ベンチャービジネス育成研究室設置機器利用要項○

平成６年７月２８日徳島大学地域共同研究センター運営委員会申し合わせ  
平成１７年６月２８日改正・徳島大学新技術研究調整委員会申し合わせ  
平成２２年７月１６日改正・徳島大学産学官連携推進部申し合わせ  
平成２７年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携ｾﾝﾀｰ申し合わせ  
平成２８年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携ｾﾝﾀｰ申し合わせ

（目的）

第１条 この要項は，徳島大学地域共同インキュベーション研究室及び徳島大学ベンチャービジネス育成研究室（以下「研究室」という。）に設置された機器の円滑な運用を目的として必要な事項を定める。

（利用者の資格）

第２条 設置機器を利用することができる者は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 本学の教職員で所定の講習を受けた者

（２） 民間等共同研究員で研究支援・産官学連携センター長（以下「ｾﾝﾀｰ長」という。）が認めた者

２ 学生の利用は設置機器ごとに規定する。（管理グループ）

第３条 設置機器管理のため，設置機器ごとにその機器を利用する本学教員若干名で構成する管理グル

ープを置く。

２ 各管理グループに，センター長が指名した管理責任者を１人置く。

３ 管理責任者の任期は１年とし，再任を妨げない。

４ 管理責任者は，管理グループ及びセンター長の協力のもと，担当する機器の円滑な運用のために必要な業務を行う。

５ 管理責任者は，管理グループの協力を得て，機器利用の安全マニュアル及び操作マニュアルを作成し，年１～２回程度の講習会を開催し，利用者への便宜を図ること。

（利用許可の取消等）

第４条 センター長は，次の各号に該当するとき，利用許可の取り消し又は利用を中止させることができる。

（１）該当する研究室が行事計画又は研究遂行の都合上，緊急に装置を利用する必要が生じたとき。

（２）該当する研究室の施設及び設備の維持管理上，利用させることができなくなったとき。

（利用の予約）

第５条 利用許可を受けた者は，機器利用にあたり，各機器の利用申込書を該当する研究室に提出しなければならない。

（利用者の注意義務）

第６条 利用者は，安全，防災，環境保全に細心の注意を払うこと。

２ 利用者は，講習を受けた測定方法に従って，誤操作のないよう細心の注意をすること。講習以外の方法で測定をするときは，管理責任者又はセンター長の指示を仰ぐこと。

（異常発生時の処理）

第７条 利用中に異常が発生したとき，利用者は各機器のマニュアルに従って異常対策を行い，速やかに管理責任者又はセンター長に連絡し，指示を仰ぐこと。

（維持・管理）

第８条 機器の維持・管理は，管理グループの協力を得て管理責任者が行う。

２ 管理責任者は，点検整備のため機器の供用を一時停止することができる。

３ 管理責任者は，利用状況を１月ごとに研究支援・産官学連携センターに報告すること。

附 則

この要項は，平成６年７月２８日から実施する。

附 則

この要項は，平成１７年６月２８日から実施する。

附 則

この要項は，平成２２年７月１６日から実施する。

附 則

この要項は，平成２７年４月１日から実施する。

附 則

この要項は，平成２８年４月１日から実施する。